追加議員案第1号

議会活性化特別委員会の設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和元年6月18日提出

提出者 さくら市議会議員 永井 孝叔 賛成者 さくら市議会議員 石原 孝明 賛成者 さくら市議会議員 櫻井 秀美 賛成者 さくら市議会議員 渋井 康男 賛成者 さくら市議会議員 角田 憲治 賛成者 さくら市議会議員 矢澤 功

議会活性化特別委員会の設置に関する決議

次のとおり議会活性化特別委員会を設置するものとする。

- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条第 1 項、及びさくら市議会委員会条例 第 6 条第 1 項
- 3 目 的 市民の福祉の向上と議会の責務達成のため議会活動の活性化 対策の調査研究をするとともに、関係法令の検証及び見直し を行うため
- 4 委員 議員全員
- 5 調査の期限 議会の閉会中も調査検討を行なう事ができるものとし、議会に おいて終了の議決を行う日まで

(提案理由)

追加議員案第 1 号は、議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてであります。

地方分権の時代を迎え、二元代表制としての議会の権能を発揮し、これまで以上に議会が市民の代表としての責任と役割を果たしていくことが求められています。この使命を達成するため特別委員会を設置し、議会活性化対策の調査研究並びに関係法令の検証及び見直しを図り、社会情勢に対応できる議会づくりを推進するため、特別委員会の設置に関する決議を求めるものであります。